

一管区水路通報第2号

令和7年1月17日

第一管区海上保安本部

第19項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第20項	北海道南岸	えりも港	タンク不存在
第21項	北海道南岸	十勝港	ケーソン不存在
第22項	北海道南岸	花咲港	灯付浮標について
第23項	北海道東岸	納沙布岬	灯台について
第24項	北海道北岸	紋別港	係船シンカー移設作業
第25項	北海道西岸	礼文島、上泊埼付近	灯台一時撤去
第26項	北海道西岸	利尻島、鬼脇港付近	魚礁設置作業 (情報削除)
第27項	北海道西岸	石狩湾港及び付近	観測機器設置
第28項	北海道西岸	小樽港	物揚場等設置

- 「海氷情報センター」について
海氷情報は下記Webページにより入手できます。
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

7年19項 北海道南岸 - 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

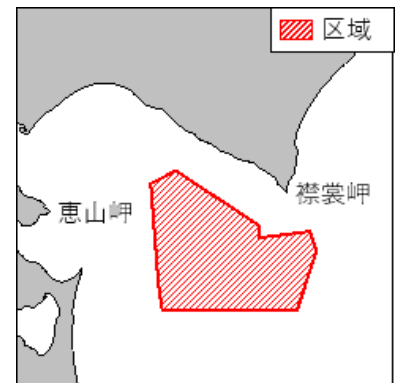
期 間 令和7年2月1日～28日（日曜日及び祝日を除く）0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



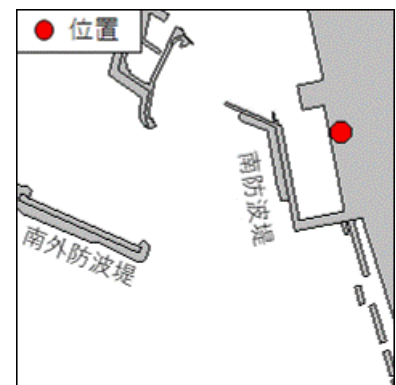
7年20項 北海道南岸 - えりも港 タンク不存在

下記位置のタンクは存在しない。

位 置 42-00-54.6N 143-08-48.5E

海 図 W30（えりも港）

出 所 第一管区海上保安本部



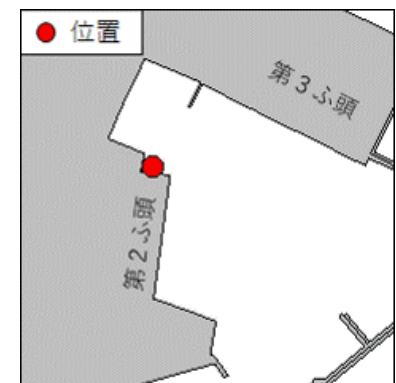
7年21項 北海道南岸 - 十勝港 ケーソン不存在

下記位置のケーソンは存在しない。

位 置 42-17-43N 143-19-16E

海 図 W35

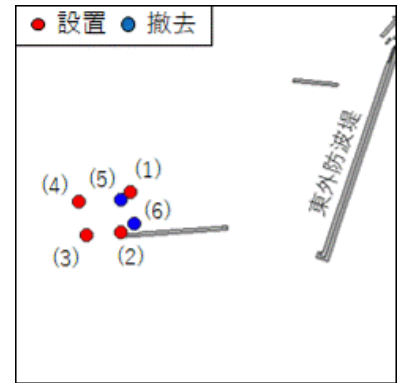
出 所 第一管区海上保安本部



7年22項 北海道南岸 - 花咲港 灯付浮標について
 一管区水路通報6年44号738項削除

既設の灯付浮標は撤去され、下記位置に黄色灯付浮標（毎4秒に1せん光）が設置された。

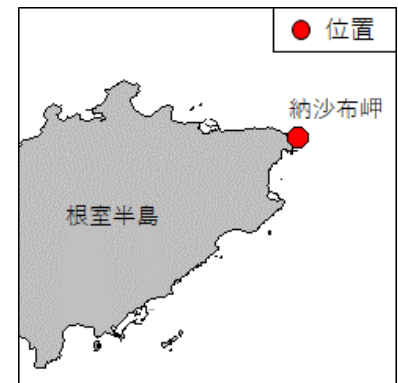
- 設置位置 下記4地点
 (1) 43-16-15.1N 145-34-22.9E
 (2) 43-16-09.4N 145-34-21.0E
 (3) 43-16-13.8N 145-34-12.6E
 (4) 43-16-08.9N 145-34-14.2E
- 撤去位置 下記2地点
 (5) 43-16-14.1N 145-34-21.1E
 (6) 43-16-10.6N 145-34-23.7E
- 海 図 W24(花咲港)
 出 所 根室海上保安部



7年23項 北海道東岸 - 納沙布岬 灯台について
 一管区水路通報6年49号803項削除

下記灯台は復旧した。

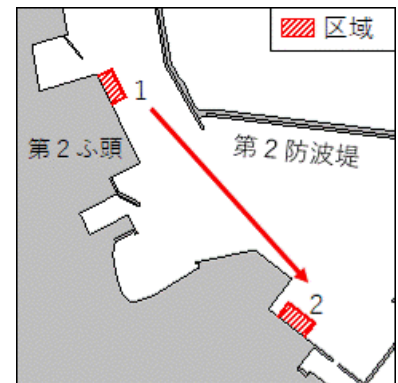
- 灯台名称 納沙布岬灯台
 位 置 43-23.1N 145-49.0E
 海 図 W8
 参照書誌 411 0154番
 出 所 第一管区海上保安本部



7年24項 北海道北岸 - 紋別港 係船シンカー移設作業
 下記区域で、作業船及び潜水士による係船シンカー移設作業が実施されている。

- 期 間 令和7年3月28日まで 日出～日没
- 区 域 1 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (1) 44-20-45.9N 143-21-47.2E (岸線上)
 (2) 44-20-46.9N 143-21-49.9E
 (3) 44-20-43.1N 143-21-52.5E
 (4) 44-20-42.1N 143-21-49.8E (岸線上)
- 2 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域
 (5) 44-20-12.9N 143-22-21.8E (岸線上)
 (6) 44-20-14.9N 143-22-23.8E
 (7) 44-20-12.1N 143-22-28.9E
 (8) 44-20-10.2N 143-22-26.8E (岸線上)

- 備 考 区域1から区域2に移設される
 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚
- 海 図 W29(紋別港)
 出 所 紋別海上保安部



7年25項 北海道西岸 - 礼文島、上泊埼付近 灯台一時撤去
 一管区水路通報6年50号826項削除

下記灯台は一時撤去され、仮設灯台が設置されている。

復旧予定日 令和7年2月下旬

灯台名称 東上泊港東防波堤灯台

位置 45-24.9N 141-03.8E

備考 仮設灯台の要項

塗色・構造 赤色・塔形

灯質 単せん赤光 毎4秒に1せん光

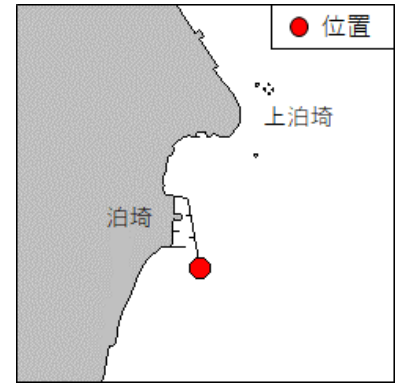
光達距離 3.0海里

高さ 5.8m (平均水面上)

海図 W1043

参照書誌 411 0517. 1番

出所 第一管区海上保安本部



7年26項 北海道西岸 - 利尻島、鬼脇港付近 魚礁設置作業 (情報削除)
 一管区水路通報7年1号15項削除

海図 W21

出所 第一管区海上保安本部

7年27項 北海道西岸 - 石狩湾港及び付近 観測機器設置

下記区域に、観測機器が設置される。

期間 令和7年2月1日～3月31日のうち14日間程度

区域 下記2地点付近

(1) 43-15-10.6N 141-15-42.8E

(2) 43-12-39.4N 141-15-23.9E

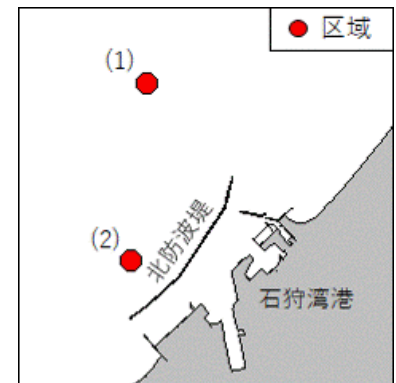
備考 設置、点検及び撤収作業は潜水作業を伴う

潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚

観測機器は、赤白旗及び黄色灯(毎4秒に1せん光)付浮標で標示

海図 W7

出所 石狩湾港長



7年28項 北海道西岸 - 小樽港、第1区 物揚場等設置
 一管区水路通報5年42号635項削除

一管区水路通報6年33号558項削除

下記区域に、物揚場及び浮栈橋が設置された。

区域 1 下記3地点を結ぶ線上、幅約3.5m (物揚場)

(1) 43-12-06.5N 141-00-09.9E

(2) 43-12-05.8N 141-00-10.3E

(3) 43-12-05.4N 141-00-11.3E (岸線上)

区域 2 下記2地点を結ぶ線上、幅約4.0m (浮栈橋)

(4) 43-12-05.2N 141-00-09.5E

(5) 43-12-04.8N 141-00-10.8E (岸線上)

備考 上記(1)地点に緑色灯(毎4秒に1せん光)が設置された

海図 W5

出所 小樽港長

